

毎週月・水・金曜日発

富山県報

令和元年6月28日

金曜日

号外(7)

目次

規 則	
○富山県事務委任規則の一部を改正する規則	1

規 則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第32号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第29号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条第2項の規定により報告又は必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。

第2条第42号カの次に次のように加える。

キ 健康増進法第25条の5第2項の規定により喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずること。

ク 健康増進法第25条の7の規定により必要な指導及び助言をすること。

ケ 健康増進法第25条の8第1項の規定により勧告をすること。

コ 健康増進法第25条の8第3項の規定により措置をとるべきことを命ずること。

サ 健康増進法第25条の9第1項の規定により報告をさせ、又はその職員に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。

附 則

この規則中第2条第29号の改正規定は公布の日から、同条第42号の改正規定は令和元年7月1日から施行する。

(人 事 課)